

# 「たけくらべ」と小学校制度

槌田満文

樋口一葉の「たけくらべ」に登場する子どもたちのうち、数え年十三歳の正太郎は公立小学校に通い、十四歳の美登利、十五歳の信如、十六歳の長吉は私立の育英舎に在学中という設定になっている。

育英舎は「入谷ぢかくに育英舎とて、私立なれども生徒の数は千人近く、狭き校舍に目白押の窮屈さも教師が人望いよ／＼あらはれて、唯学校と一口にて此あたりには呑込みのつくほど成るがあれ」(第一回)と描かれた。学校行事では「春季の大運動会として水の谷の原にせし事ありしが、つな引、鞠なげ、縄とびの遊びに興をそへて長き日の暮るゝを忘れし」(第七回)といった記述もある。

しかし、正太郎一人だけが通っている公立小学校については、ほとんど筆が費されていない。わずかに第二回で、長吉が正太郎のことを「我れは私立の学校へ通ひしを先方は公立なりとて同じ唱歌も本家のやうな顔をしおる」と非難するくだりに「公立」の文字が使われているぐらいである。そこで「たけくらべ」の背景にある当時の小学校制度について考えてみたい。

公立と私立の違いを「唱歌」で代表させたケースは、長吉が信如に向かつて「本家本元の唱歌だなんて威張りおる正太郎を取ちめて

呉れないか、我れが私立の寝ぼけ生徒といはれゝばお前の事も同然だから」(第二回)と頼む一節にも見られる。江戸時代の「寺子屋」から明治初年の「家塾」を経て「小学校」に移行した私立では、もっとも扱いにくい教科が、洋楽のリズムや音階で歌曲を教える「唱歌」だったことは想像にかたくない。

「学制」(明治五年八月三日、文部省布達)の第二十七章で「下等小学教科」十四の「唱歌」は「当分之ヲ欠ク」とされた。「小学校教則綱領」(明治十四年五月四日、文部省達)の第二条においても「小学初等科ハ修身、読書、習字、算術ノ初歩及唱歌、体操トス但唱歌ハ教授法等ノ整ヲ待テ之ヲ設クヘシ」とあって、教えなくてもよい教科になっている。

「たけくらべ」の時代になると「小学校令」(明治二十三年十月七日、勅令)で、次のように定められていた。

「第三条 尋常小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術体操トス土地ノ情況ニ依リ体操ヲ欠クコトヲ得又日本地理日本歴史図画唱歌手工ノ一科目若クハ数科目ヲ加ヘ女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得」  
「第四条 高等小学校ノ教科目ハ修身読書作文習字算術日本地

理日本歴史外国地理理科図画唱歌体操トス女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フルモノトス 土地ノ情況ニ依リ外国地理唱歌ノ一科目若クハ二科目ヲ欠クコトヲ得又幾何ノ初歩外国語農業商業手工ノ一科目若クハ數科目ヲ加フルコトヲ得

つまり「唱歌」は必修の教科ではなく、尋常小学校では教えてもよく、また高等小学校では教えなくてもよかつたのである。公立と私立の差がはつきりしたのも当然であろう。「学校の唱歌にもぎ、ちゅんちゅん」と拍子を取りて、運動会に木やり音頭もなしかねまじき風情」（第一回）という育英会の状況は、その点を端的に示しているといつてよい。

「たけくらべ」の舞台になつた吉原遊廓裏の下谷区竜泉寺町三百六十八番地に、一葉が住んだのは明治二十六年七月二十日から、本郷区丸山福山町四番地に転居したのは、二十七年五月一日であつた。「たけくらべ」は『文学界』に、二十八年一月から二十九年一月にかけて、七回にわたつて分載されている。二十九年四月には、一括して『文芸倶楽部』に再掲された。

この前後の「たけくらべ」時代における小学校制度は、公立と私立のいずれも、前出の「小学校令」によつて定められている。

就学の年齢について「小学校令」第二十条には「児童満六歳ヨリ満十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ学齡トス 学齡児童ヲ保護スヘキ者ハ其学齡児童ヲシテ尋常小学校ノ教科ヲ卒ラサル間ハ就学セシムルノ義務アルモノトス 前項ノ義務ハ児童ノ学齡ニ達シタル年ノ学年ノ始メヨリ生スルモノトス」とあつた。

また「小学校令」の第八条には「尋常小学校ノ修業年限ハ三箇年

又ハ四箇年トシ高等小学校ノ修業年限ハ二箇年三箇年又ハ四箇年トス」と定めていて、かなりバラエティがある。同じく第五条に「尋常小学校ノ教科ト高等小学校ノ教科トヲ一校ニ併セ置クコトヲ得」とあるように、公立と私立のなかには尋常高等小学校も置かれていた。

育英舎が、もつとも多かつた尋常四年、高等四年の私立小学校だつたとすると、満六歳（数え年八歳、早生まれは七歳）で入学し、満十四歳（数え年十六歳、早生まれは十五歳）で卒業したことになる。数え年十三歳の正太郎は公立の高等二年、十四歳の美登利は私立の高等三年、十五歳の信如は同じく四年で、十六歳の長吉はおそらく一年落第しているとみるべきであろう。

「たけくらべ」には、これら登場人物たちの学校生活についての記述が、きわめて少ない。その点から、一葉が「この作品においては、子供たちの学校生活の動静については、厳密な規定を施さないで創作した」として「たけくらべ」の「構案の脆さ」を指摘したのは、故・関良一氏であつた。

故・和田芳恵氏と共同で執筆した「錦絵——解釈と鑑賞『たけくらべ』七」（『国文学解釈と鑑賞』昭和三十三年一月号）のなかで、関氏はその論拠として「たけくらべ」第六回、第七回の夏休みに関する記述を、第一に挙げている。

「たけくらべ」前半のヤマ場は、八月二十日の千束神社祭礼の夜、遊び仲間のグループ「表町組」に属する正太郎、美登利らに、長吉らの「横町組」がなぐりこみをかける第五回の一節である。正太郎が夕食に帰つたあとの筆屋の店先で、長吉から泥草履を投げつ

けられた美登利は、翌日から学校へ行かなくなった。

第六回に「めづらしい事、此炎天に雪が降りしはせぬか、美登利が学校を嫌やがるはよくよくの不機嫌」とあり、また第七回に「祭りは昨日に過ぎて其あくる日より美登利の学校へ通ふ事ふつと跡たえしは、問ふまでもなく額の泥の洗ふても消えがたき恥辱を、身にしみて口惜しければぞかし」とある。祭りの翌日の八月二十一日といえは夏休みのはずとする関氏は、これらの記述を一葉の錯誤と見た。

「錦絵——解釈と鑑賞『たけくらべ』七」で「語釈」を執筆した関氏は「現在ならば、町の学校は夏休みなのがあつうである。當時のことはまだ調べていないので、はっきりしたことはないが、たとえ私立でも、やはり夏休みがあつたのではないかと思う」と述べ、そのことに関連して、次の諸点を指摘している。

〔一〕八月二十一日が夏休みでないとすると、一人だけ公立へ通っている正太郎も学校へ行っていないことがおかしい。この日の朝、金貸し田中屋の正太郎は車屋の三五郎の家へ日がけの金を取りにゆき、太郎稲荷へ朝参りにいった美登利と出会う。正太郎は自分の家へ誘つて、美登利と正午近くまで遊んだ。

関氏は「正太郎の学校は公立だから、美登利の私立育英舎とは運営が違ふかもしれないが、美登利の学校も休暇である方が自然なようである」と述べている。

〔二〕また正太郎は、はたして学校に通学しているのかどうか疑わしい。「全編を通じて正太郎が学校へ通っているという確たる記述はない」と関氏はいふ。正太郎は二年前(数え年十一歳)から、朝や夜には祖母に代わつて集金に行くようになった。三の酉の

第十四回には、正太は此日日がけの集めを休ませ貫ひて、三五郎が大頭おびんの店を見舞ふやら……」とある。

「これも酉の市のことだから、学校は休みかもしれず、その他は、正太郎が昼間、日がけの集めに出ている確証はないが、学校に行っているという確証もない。」

〔三〕第三回に美登利が「遊芸手芸学校にも通はせられて、其ほかは心のまま、半日は姉の部屋、半日は町に遊んで」とあるのは、毎日遊んでいるようにもとれるが、この「半日」は「学校が休みのときの半日」と考えるべきであろう。むしろ「学校から帰ってから半日」と解した方がよいのかもしれない。

しかし一葉は「美登利についていえば、第三回の『半日』の条では学校に行っていることを念頭におかずに執筆し、この第六回では学校に行っていることを念頭におきながら、今度は夏休みであることをやはり念頭におかず執筆しているのではないか」といふのが、関氏の見解である。

〔四〕長吉は数え年十六歳で、信如や美登利と同じく育英舎に通学していた。この設定を不自然と見る関氏は、「寫の『頭の子』の長吉は、十六歳でなお、学校に通つているとして執筆するべき人物なのであるか」と疑っている。

〔五〕正太郎は数え年十一歳から集金に当たっているが、朝、夜、休みなど通学にさしかかえぬときだけと想像した上で執筆されたのかどうか。第六回の正太郎と美登利の会話が、正太郎の身の上のあわれさを描き出すことをねらつたものとする関氏は、次のように結論づけている。

「一葉は、そういう趣向を生かすために、意識して彼らの学校生

活を妙な、納得しにくい形にしたのではなく、ある趣向を打ちだそうとしているうちに、無意識にそういう妙な具合になってしまったのではないか。少くとも『たけくらべ』には、このような事態の起り得る、『構案の脆さ』がひそんでいるようである。(以上、傍点は関氏)

「錦絵——解釈と鑑賞『たけくらべ』七」で「鑑賞」を担当した和田氏も、関氏の一葉錯誤説を支持した。一葉と同年で、山の手の公立麹町小学校を出た岡本綺堂の随筆「昔の小学生より」(『時事新報』昭和二年十月)を和田氏は引用して「授業時間や冬夏季の休暇は、今日と大差はなかつた」とあるのを傍証としている。また、和田氏は日本近代文学大系8『樋口一葉集』(昭和四十五年九月、角川書店刊)の「補注」でも、次のように記した。

「『たけくらべ』は、一年と一か月のあいだ『文学界』に七分載されて完結したが、この部分は分載二回目にあたり、『文学界』の奥付は明治二八年二月二八日になっている。内容と発表が季節的なずれはあるが、関良一の指摘があるまで、誰も気づかなかつたのは、どういうわけであろうか。一括発表されたときに『めざまし草』に採りあげた鴈外、露伴、緑雨も、見過したということがある。これは雅俗折衷体という文体や、一葉独特な省筆と文章の持つリズムにのせられたせいではあるまいか。」

近年の「たけくらべ」注釈を見ても、たとえば『全集樋口一葉』第二巻(昭和五十四年十月、小学館刊)、明治の古典3『たけくらべにぎりえ』(昭和五十六年六月、学研刊)、鑑賞日本現代文学2『樋口一葉』(昭和五十七年八月、角川書店刊)など、いずれも「夏休

みのはずだから、ここは作者の錯誤だろう」(関良一校注『たけくらべ』にぎりえ・十三夜ほか二編)昭和四十七年一月、講談社文庫)という関説をふまえた注をつけている。

しかし、事は「構案の脆さ」にかかわるだけに「たけくらべ」にいくつかある曖昧な表現や単純な誤記と同列には考えられない。もし一葉の錯誤とすれば、二度も雑誌に掲載された上に、その後も関氏が気づくまで誰からも指摘されなかつたのはなぜであろうか。

そこで「小学校令」にもとづいて東京における小学校の施行規則を定めた「小学校教則」(明治二十五年三月十九日、東京府令第十四号)で、当時の夏休みを調べてみると次のような記述があった。

「第二十二条 小学校ノ休業定日ハ日曜日祝日大祭日及夏季  
七月二十一日ヨリ八月三十一  
日マデノ間ニ於テ二十日以内 冬季リ一月七日マデ

東京都公文書館所蔵の『明治二十七年第一類 第三課 文書類別  
学務 私立小学校ニ関スル書類』の「設置願」類を見ても、たとえば私立至誠尋常小学校(小石川区小石川原町十三番地)は「休業  
日曜日大祭日祝日年末首暑中 年末リ二月二十八日 暑中七月二十  
三十一日廿日以内」としている。表記上の差はあつても、内容は「小  
学校教則」と変わらない。

注目すべき点は、冬休みが十二月二十八日から一月七日まで(十  
一日間)と限定されているのに対して、夏休みは七月二十一日から  
八月三十一日まで(四十二日間)の二十日以内と、期日に流動性が  
あることであろう。

吉原に近い私立清田尋常小学校(浅草区千束町三丁目五十二番地)  
の「御届」(明治二十七年十月十九日)に、七月三十一日まで授業  
があつたことを示す次のような記載があるのを見ても、夏休みの期

間は学校によつて違ふケースがあつたかも知れないのである。

「兼テ本校舎修繕ニ付六月廿七日ヨリ七月卅一日迄象潟町七番地ニ仮リ移転ノ儀御届ケ申候通り該地ニ於テ教授致シ居リ候処工事ノ都合ニヨリ期限内ニ落成仕リ兼今般落成致シ候ニ付本日ヨリ本校舎ニ移転仕リ候間此段及御届候也」という文面からすると、夏休みは八月一日から同月二十日までだったとみるべきであろう。

また、私立東台尋常小学校(下谷区西町一番地)の「設置願」(明治二十九年十月)には「休業日 日曜日祝日大祭日鎮守祭礼日夏期休業<sup>自八月一日</sup>至<sup>八月廿一日</sup> 二十一日間 冬期休業<sup>自十一月廿八日</sup>至<sup>一月七日</sup> 学期末六日間」とある。これは夏休みの日数が「小学校教則」の規定と異なるほかにも、鎮守祭礼日、学期末休日が加わっている点に疑問が残らないではない。

しかし、以上の資料から考えても、夏休みに学校差があつた可能性は認められるであろう。美登利が通う私立育英舎の八月二十一日が夏休みでなくもおおしくはない。また、正太郎の公立小学校の方は夏休みというケースもあり得ることになる。このようにみれば、関説の「(一)」と「(三)」の問題は解消するのではないか。

明治三十四年以降の夏休みは「小学校令及小学校令施行規則実施ニ関スル規程」(明治三十三年十一月二十八日、東京府令第八十六号)で次のように定められ、現行に近い期間に変わった。

「第二十二条 夏季、冬季及学年末休業日数左ノ如シ 但シ土地ノ情况ニ依リ七月二十一日以後ハ八月ニ引繼夏季休業ヲナスコトヲ得此場合ニハ管理者又ハ設立者ニ於テ知事ノ認可ヲ受クヘシ 一 夏季休業八月一日ヨリ同三十一日ニ至ル 二 冬季休業十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル 三 学年末休業六日間」

たとえば、私立素山学校(小石川区原町四十四番地)の「設置願」(明治三十五年十二月三日)に「第六条 本校休日ハ左ノ如シ 日曜日 大祭祝日 靖国神社大祭日 本校創立記念日 夏期休業八月一日ヨリ同月三十一日ニ至ル 冬期休業十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル 学年末休業六日間」とあるのは、その一例である。関説はこの休日期間を「たけくらべ」時代に当てはめたことによる誤解と見るべきではなからうか。

また「たけくらべ」時代の授業時間については「小学校教則」第二十一条に「小学校ニ於テハ左ノ時間ノ範圍内ニテ教授ヲ為スヘシ 但大暑大寒若クハ農繁等ノ際ハ教授時間ヲ變更セサルヲ得サル場合ニ於テハ市町村立小学校ニ於テハ町村長<sup>市長</sup>ニ於テ監督官庁ノ許可ヲ受クヘク市内ニ在ル私立小学校ニ就キテハ其設立者ニ於テ当庁ノ許可ヲ受ケ町村内ニ在ル私立小学校ニ就キテハ其ノ設立者ニ於テ郡長ノ許可ヲ受クヘシ」とあり、始業と終業の時刻が四期に分けて定められている。

四月一日から六月三十日までは午前八時―午後三時、七月一日から九月十日までは午前七時―正午十二時、九月十一日から同月三十日まででは午前八時―午後三時、十月一日から三月三十一日まででは午前九時―午後四時。これを見ると、正太郎の通学が「(二)」と「(五)」で指摘されたように不可能とは必ずしもいえない。

明治四十一年以後は「小学校令及小学校令施行規則実施ニ関スル規程中改正」(明治四十一年三月十一日、東京府令第二十一号)第二十二条のように「教授終始ノ時刻ハ午前七時ヨリ午後四時ノ間ニ於テ市立小学校ニ在リテハ市長、町村立小学校ニ在リテハ郡長、私

立小学校に在リテハ設立者之ヲ定メ知事ニ開申スヘシ」と定められていた。

これとくらべると「たけくらべ」時代の授業時間は、時期によってはかなりゆるやかだったといつてよい。第十二回における風雨の強い日、信如に母親が「御苦勞でも学校まへの一寸の間を持って行って呉れまいか」と、姉に長胴着を届けるように頼むのは、午前九時からという始業の遅い時期のことであろう。

一葉が明治二十七年十二月に發表した「大つごもり」には、病気の父親安兵衛に代わって、蠟ろうを売る八歳の三之助の孝行ぶりを、母親が「学校は好きにも好きにもつひに世話をやかしたることなく、朝めし食べると駆け出して三時の退校ひげに道草のいたづらしたことなく、自慢ではなけれど先生にもほめ物の子」と語る一節がある。当時の授業時間は午後三時に終わる時期が長かった事実をふまえたものといつてよい。

〔四〕についていえば、十六歳の長吉は商人や職人の子でなく、頭の子だったからこそ在学期間が長かったとも考えられる。江戸時代から、商家のていぢ稚や職人の見習に出る年齢は数え年十一歳前後とされていた。「たけくらべ」のころでも、数え年八歳からの八年制（尋常小学校四年、高等小学校四年）では長すぎるため、義務教育の尋常小学校だけですませる者が多かったのである。

「たけくらべ」の登場人物でも、車屋の子の三五郎や丑松、元結よりが内職の文次、おもちゃ屋の子弥助らは、尋常小学校を出ただけで家計を助けるために働いている。

高等小学校へ通っているのは、金貸し田中屋の正太郎、枝様大黒

屋の寮に住む美登利、竜華寺の僧職を継ぐ信如、鳶頭の子の長吉の四人であった。家に経済的余裕があり、奉公にゆかなければならぬ商人の子や、修業に出る必要のある職人の子ではないケースに限られているのである。

「小学校教則」の第三十条に「学業拔群ノ者及事故アリテ試験ニ欠席セシモ学業ニ已習熟シタル者アルトキハ学校長若クハ首席教員ノ見込ニ依リ臨時ニ試験ヲ施行シテ進級セシムルコトヲ得」とあるように、飛び級で進む者もいた。また、第二十七条に「試験ハ一学年中三回以上之を施行シ其成績ニ依リテ兒童ノ席次ヲ進退シ学年末若クハ修業年限末ニ至リ試験成績ヲ通計シテ及第落第ヲ判定スヘシ」とあるように、落第もあることが定められている。奉公や修業に出なくてもよい長吉の一年落第による十六歳通学は、あり得なかつたとはいえないであろう。

以上、当時の「小学校教則」を踏まえて考えてみると、一葉に錯誤があつたとは言いがたい。たしかに「たけくらべ」には、登場人物たちの学校生活に触れた記述が乏しいが、筆を惜しんだきらいはあつても、誤りを書いたとはいえないであろう。夏休みについては、数年後の明治三十四年から現行に近い期間に変わっただけに、のちに錯誤と見られることになつたわけで、発表当時の読者にとってはおかしいと感じられなかつたにちがいない。鵬外、露伴、緑雨が指摘しなかつたのも当然だったと考えられるのである。

（本稿は『日本古書通信』昭和五十八年十二月号に掲載した『たけくらべ』の夏休み」を、その後の調べにもとづいて書き改めたものである。）